

平成27年度 事務事業評価シート

※平成26年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	川越市敬老マッサージサービス事業					継続						
コード	26	-	34	-	01	-	00	予算事業名	生きがい対策			
担当部署	福祉部	高齢者いきがい課	高齢者いきがい担当	予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	05

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)			位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない
基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	実施計画事業名	生きがい対策	
方向性(節)	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	すこやかプラン・川越	
施策	2	高齢者福祉の推進	当事業に関連する事務事業	なし	
細施策	1	生きがい対策の充実			
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市敬老マッサージサービス事業実施要綱				

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	市内に住所を有する高齢者に対し、敬老を趣旨として、あん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの施術を行い、もって高齢者の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	4月1日現在市内に住所を有し、当該年度の末日において70歳以上となる高齢者に対し、川越市敬老マッサージサービス無料利用券を交付する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込額)	備考欄
事業費	A	14,885	15,290	15,635	16,077	16,836	
人件費	B	707	707	707	707	707	
総コスト(C=A+B)		15,592	15,997	16,342	16,784	17,543	
正規職員(1年間の従事人数)		0.10人	0.10人	0.10人	0.10人	0.10人	
臨時職員(1年間の従事人数)							
国県支出金	D						
その他特定財源	E						
市の財政負担(=C-D-E)		15,592	15,997	16,342	16,784	17,543	

※臨時職員の給与も人件費に含まれます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値	将来目標値	
成果	利用件数	件	6,472.0	6,648.0	6,798.0	(目標) (実績) 6,989.0	7,320.0	29年度 8,500.0
	指標の定義・説明	無料利用券の年間利用件数						
活動	利用率	%	12.3	12.0	11.7	(目標) (実績) 11.4	11.4	29年度 12.0
	指標の定義・説明	(無料利用券の年間利用件数)/(交付件数)						
					(目標) (実績)		年度	
	指標の定義・説明							
					(目標) (実績)		年度	
	指標の定義・説明							
指標に基づく評価	利用率が減少傾向にあるため、有効性に課題があると考えられる。							

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題	必要性に課題				
東・西後楽会館、オアシス、高階市民センター、名細市民センターで出張マッサージを実施するなどの取組を行っているが、利用率が低下している状況である。						
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)						
中核市でも多くの市で、マッサージ事業を行っており、申請に基づき年間数枚の割引利用券を交付している。						
(3) これまでの見直しや改善等の経過						
高齢者人口の増加に伴い、平成22年度から利用券の交付を、それまでの2回から1回へ変更した。						
今後3年間の方向性	27年度	継続	28年度	継続	29年度	継続

補足資料：敬老マッサージサービス事業の概要

1 事業内容

70歳以上(当該年度末で70歳に到達する方も含む。)で、4月1日現在、市内に住所のある方に敬老を趣旨として、按摩、マッサージ・指圧、はり又は灸のうちいずれかを年1回、無料で受けられる利用券を交付する。

(資料1「川越市敬老マッサージサービス事業実施要綱」参照)

2 事業のこれまでの経緯

昭和53年4月

事業開始

対象者：4月1日現在70歳以上

利用回数：1回/年度

実施形態：対象者全員に利用券を郵送

昭和59年4月

対象者：4月1日、10月1日現在70歳以上

利用回数：2回/年度

実施形態：4月に1回分、10月に1回分郵送

平成10年度

対象者：当該会計年度末70歳以上

利用回数：2回/年度

実施形態：4月に2回分郵送

平成22年度

(1) 利用券の交付を年2回分から1回分に変更

[変更の理由]

高齢者人口の増加に伴い、利用件数・事業費が増加していた。将来の更なる高齢者人口の増加に対応し、持続可能な事業とするため、利用回数を2回から1回に改めた。

(2) 東西後楽会館等出張マッサージサービスを開始

[変更の理由]

利用者の利用機会を増やし、利便性に配慮するため、高齢者が利用している施設である東・西後楽会館、オアシスで出張マッサージを開始した。

【 参考 | 変更に伴う利用状況への影響 】

	20年度	21年度	22年度
利用件数（件）	15,828	17,101	7,588
利用率（%）	18.1	18.45	15.34
事業費（円）	36,480,300	39,332,300	17,452,400

3 実施方法

- ・ 業務委託により実施している。
(資料2「川越市敬老マッサージサービス事業委託仕様書」参照)
- ・ 委託先 公益社団法人 埼玉県鍼灸マッサージ師会川越支部
川越市鍼灸師会
- ・ 委託料単価 2,300円/1回
- ・ 施術院 52ヶ所

4 出張マッサージの実施状況

年度	22	23	24	25	26	合計
会場						
東後楽会館	32	29	46	33	36	176
西後楽会館	38	39	42	37	39	195
総合福祉センター	14	20	16	16	25	91
高階市民センター				20	17	37
北部ふれあいセンター				3		3
名細市民センター					5	5
合計	84	88	104	109	122	507

- ・ 回数 東・西後楽会館のみ2回/年度、その他の施設は1回/年度
- ・ 施術時間 10:00～15:30

※開始当初の東・西後楽会館、オアシスに加えて、高階市民センター等実施会場を拡大し、施術院が少ないなど地域による利用機会の格差の解消を図っている。

資料 1

川越市敬老マッサージサービス事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に住所を有する高齢者に対し、敬老を趣旨として、あん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの施術を行い、もって高齢者の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用券の交付等)

第 2 条 市長は、毎会計年度の 4 月 1 日現在市内に住所を有し、当該会計年度の末日において 70 歳以上となる高齢者に対し、川越市敬老マッサージサービス無料利用券（様式第 1 号）を交付するものとする。

2 前項の規定による利用券の交付を受けた者は、毎会計年度の末日までに、市内に居住し、かつ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 1 条に定めるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者（以下「施術者」という。）から当該年度内に 1 回、無料であん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの施術を受けることができる。

(施術料等)

第 3 条 市長は、施術者と施術についてあらかじめ協議し、施術料等を定めておくものとする。

(施術料以外の費用負担)

第 4 条 往診料等前条に定める施術料以外の費用については、被施術者の負担とする。

(施術料の請求)

第 5 条 施術者は、施術した日の属する月の終了後、速やかに施術料請求書（様式第 2 号）により、市長に対し施術料の請求をするものとする。

(施術料の支払)

第6条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を照合して支払額を確定し、施術者に支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

資料 2-1

川越市敬老マッサージサービス事業委託仕様書

- 1 委 託 名 川越市敬老マッサージサービス事業委託
- 2 委 託 期 間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日
- 3 委 託 箇 所 川越市内全域
- 4 委託の概要 市で交付した（4月1日現在市内に住所を有し、当該会計年度末日において70歳以上となる高齢者に対し、年1回分）利用券を提出した高齢者に、無料であん摩・マッサージ・指圧・はり・灸のいずれか1科目の施術をおこなう。
- 5 委託の詳細 別紙詳細仕様

資料 2-2

川越市敬老マッサージサービス事業委託詳細仕様書

受託者は、業務の遂行にあたっては、川越市敬老マッサージサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に従うとともに、その他関係法令を遵守しなければならない。

1 施術の内容

- (1) 施術科目は、要綱第2条第2項に規定するあん摩、マッサージ、指圧、はり又は灸とし、1回につきいずれか1科目とする。
- (2) 1回の施術時間は、あん摩、マッサージ及び指圧については概ね30分間とし、はり及び灸については利用者の主訴及び施術の効果を勘案しその都度決定する。

2 説明責任

施術に先立って、利用者に次の事項を説明し了解を得ること。

- (1) 利用券で受けられる施術の内容及び概ねの施術時間。
- (2) 利用券の適用範囲外となる施術の内容及び本人負担の額。

3 利用券のとりまとめ

- (1) 利用券は、支部会員である個々の施術院ごとに、施術院名称、施術月及び利用者名が判別できるように取りまとめること。
- (2) 月遅れ請求分の区別は不要である。

4 読替運用

要綱第3条、第5条及び第6条に「施術者」とあるのは、「受託者」と読み替えて運用する。



川越市敬老マツサージサービス事業 平成26年度無料利用券

Table with columns: 利用者名, 有効期限, 利用場所, 利用内容. Content includes '平成27年3月31日', '下記・右記の各治療所', 'あん摩、マツサージ、指圧、はり又はきゅうのいずれか1科目1回に限る。' and address '川越市長川合善明'.

※治療の種類、予約の要・不要等、治療所によって異なりますので、確認のうえご利用下さい。
※利用券は切り取り線で切り取り、治療前に提出して下さい。
※利用券は他の人に譲ったり、使用させてはいけません。
※この利用券は健康増進を目的とし、毎年皆様に送付するものです。今後、送付を希望されない場合は大塚お手数ですが、問い合わせ先までご連絡下さい。

川越市役所

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

お問い合わせ先

高齢者いきがい課 高齢者いきがい担当 (電話) 224-5809 (直通)

。ご案内は、内側にあります。こちらにはがきがしてあります。 (ただし、水に濡れている場合は、充分に乾かしてからはがしてください。)

Large table listing various medical facilities (e.g., 川越接骨院, 川越鍼灸院) and their corresponding phone numbers.